

2020年8月13日（木）
 （事業に関すること）
 愛知県感染症対策局感染症対策課
 感染症対策調整グループ
 担当 横井・那須
 内線 5191・5978
 ファクシ 052-954-7466
 （予算に関すること）
 愛知県総務局財務部財政課
 予算第五グループ
 担当 小島・忠内
 内線 2993・2994
 ファクシ 052-954-6042

損害賠償の額の決定及び和解等に関する専決処分について

2020年5月5日（火・祝）に愛知県新型コロナウイルス感染症に関するWebページへ、患者様に関する非公開情報を誤って掲載したことについて、これまでに395人の方について損害賠償の額の決定及び和解を行いました。

引き続き、本日、23人の方について、下記のとおり専決処分をしました。

記

1 損害賠償の額の決定及び和解について（令和2年8月13日専決）

新型コロナウイルス感染症に関するWebページへ氏名等の非公開情報を誤って掲載したことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

氏名が掲載された方21人 : 一人当たり4万円

氏名が掲載されていない方2人 : 一人当たり2万円

2 予算措置（令和2年8月13日専決）

令和2年度一般会計補正予算（第9号） （単位：千円）

既決予算額	補正予算額	計
2,756,508,096	880	2,756,508,976

注：既決予算額には、損害賠償金2,540千円（令和2年7月21日専決）を含む。

<補正内容>

・損害賠償金 880千円（財源 全額繰越金）

3 議会の承認

1及び2については、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、9月定例県議会において報告し、その承認を求める。

4 これまでの経緯

- 2020年5月5日 Web ページへ非公開情報を誤って掲載（490人分）
- 2020年5月28日 対象者に対して金銭による賠償を行うことを公表
- 2020年7月6日 患者様323人の方の損害賠償の額の決定及び和解等について6月定例県議会にて議決
(損害賠償の額: 11,700千円)
- 2020年7月21日 患者様72人の方の損害賠償の額の決定及び和解等について専決処分
(損害賠償の額: 2,540千円)